

社会福祉法人 大野福社会
共同生活援助事業
第1回 地域連携推進会議



法人理念

「一人ひとりの立場で考え、
共に生きる豊かな社会を目指す」



グループホーム事業の沿革

平成11年10月1日	むつみ園グループホーム「たんぽぽ」事業開始
平成16年10月1日	グループホーム「かささぎ」事業開始
平成20年10月1日	障害者自立支援法に基づき、新規事業として開始 共同生活援助・介護事業所 「さわらび」「かささぎ」「たんぽぽ」「うぐいす」 共同生活介護事業所「あらしま」
平成20年11月1日	共同生活援助・介護事業所「ひまわり」開所
平成28年8月31日	共同生活援助事業「あらしま」事業廃止
令和4年10月1日	共同生活援助事業再編（5ホーム廃止、2ホームへ変更） グループホーム1（定員10名）・グループホーム2（定員11名）
令和6年4月1日	グループホーム1を大野福祉会グループホーム（定員19名）へ変更 グループホーム2廃止

事業概要

地域の一員として自立した生活を送ることを目指し、利用者の意思の尊重と権利擁護の理念に基づき、世話人及び生活支援員等により食事や入浴等をはじめ、日常生活上の必要な援助や相談を行う。

事業の内容 共同生活援助（介護サービス包括型）

名称	所在地	定員
ひまわり	大野市篠座74-56-3	男性5名
たんぽぽ	大野市陽明町1-1104	男性5名
かささぎ	大野市春日1-3-17	女性4名
うぐいす	大野市春日2-9-2	女性5名

職員配置

職種	配置人数	主な勤務時間
管理者	1 (1)	8:30 ~ 17:15・11:30 ~ 20:15
サービス 管理責任者	1 (1)	8:30 ~ 17:15・11:30 ~ 20:15
支援員	3 (3)	8:30 ~ 17:15・11:30 ~ 20:15
看護師	1	8:30 ~ 17:15
世話人	9 (1)	7:00 ~ 10:00・15:00 ~ 19:00

※()は兼務、非常勤。

支援内容①

①個別支援計画の作成	相談支援事業所と連携を図り、一人一人のニーズに応じた個別支援計画を作成。
②健康管理	衛生管理、服薬管理、病院受診等の対応
③食事の提供	朝食、夕食の提供、一人一人応じた食事形態に調理
④金銭管理	法人の預り金規定に基づき管理。 利用者個々に状況に応じた小遣い管理を支援する。
⑤日常生活上の支援	洗濯、掃除、入浴、買い物等、支援の必要度の応じ、助言や支援を行う。
⑥余暇活動の支援	利用者様の要望に基づき、地域の活動への参加や社会資源の活用、休日の過ごし方についての相談や必要な支援を行う。 利用者様の希望に基づき、旅行等を企画する。

支援内容②

⑦日常生活上の相談	随時、日常的な困り事や対人関係などの相談に応じる。
⑧就労及び日中活動への支援	就労先や日中活動の事業所など、協力機関との連携を図る。
⑨家族等との連携	保護者、家族からの相談対応、面会、個別懇談会等の調整
⑩緊急時の対応	事故対応マニュアルに基づき対応する。関係機関、保護者への迅速な報告
⑪感染症対策	法人の感染予防ガイドラインに基づくBCPの検証。 感染対策に必要な備品の保管、管理
⑫非常災害対策	ハザードマップによる水害(洪水・内水)避難確保計画の策定 消防設備の保守点検 避難訓練、防火訓練の実施(年2回) 備蓄食料・備品の保管、管理

利用者様の1日の過ごし方

時間	内容
6:30	起床（着替え、洗面、検温）
7:00	朝食 服薬 後片付け 掃除
8:00	出勤準備
8:30	日中活動事業所等へ

時間	内容
17:00	日中活動事業所等から 帰宅
17:45	夕食 服薬 後片付け
18:15	入浴 洗濯
19:30	服薬 就寝準備
21:00	就寝

年齡構成

全体平均 66.6 歳

男性平均 66.3 歳 女性平均 66.9 歳

	46~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~	計
男性	1	1	1	1	1		4	9
女性		1	1	2	2		3	9
計	1	2	2	3	3	0	7	18
%	5.6%	11.1%	11.1%	16.7%	16.7%	0.0%	38.9%	

日中活動の状況

日中活動先	人数
就労継続支援B型事業	12 (2)
生活介護事業	2
デイサービス(介護保険サービス)	3 (2)
障害者雇用	2
作業実習	1

※()は、他の事業と併用されている人数。

世話人会の開催について

月初めに世話人を招集し、行事予定や連絡事項の伝達を行っている。それぞれのグループホームでの支援について意見交換し、日ごろの支援に活かしている。

感染症対策、虐待防止についても周知し、意識を高めている。

利用者様の権利擁護への取り組み

利用者権利擁護ガイドラインを法人で定めている。支援員、世話人で周知するため、権利擁護に関する研修を定期的に実施している。

また、利用者様へのアンケートを実施している。

利用者様の権利擁護への取り組み

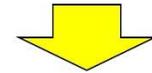
利用者様の
「権利」を守るとは??

私たちの役割って
なんでしょう??

障害者権利条約には…

目的

「全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進する事」



「権利擁護」・「支援を通じて
利用者様の権利や利益を守る事」

権利を守るってなんだろう??

身の安全、自由な気持ち、地域のイベントに自由に参加する、幸せでいたい気持ち



社会に暮らす私たちみんなが当たり前
前に持っている、その「当たり前」
を守る事です。

でも…

私たちが、その当たり前
前を知らず知らずの内に忘れて
いませんか?

なんで?

- 利用者様との親密感
- 支援者側のストレス
- 制度や知識不足

などが原因です。

利用者様の権利擁護への取り組み

支援者の役割とは??

支援を通じて、「利用者様」の権利や利益を守る
利用者様が当たり前自分の事を決めていけるように支援する。



ホームでは特に
自己決定支援

自己決定支援とは??

- 利用者様自身が主体的に意思の表出をする。
 - 必要な情報をもとに選択をする。
 - 利用者様主体の自己決定ができる。
- を目指しています。

でも、これ実はとっても難しい

- 利用者様が決めるには圧倒的に情報が不足している。
- 今まで自分で何かを決めた経験が不足している。

だからこそ、

①利用者様が、必要とする、知っている事が有益だと思われる情報を、利用者様が分かりやすい方法で伝えるよう努力する。

②自分の決めた事を認めてもらえる周囲の雰囲気づくり。